

事務連絡
令和2年4月22日

大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室 課長補佐 殿
大臣官房官庁営繕部整備課特別整備室 課長補佐 殿
各地方整備局営繕部 整備課長 殿
関東地方整備局営繕部 営繕技術管理課長 殿
北海道開発局営繕部 営繕品質管理官 殿
内閣府沖縄総合事務局開発建設部 営繕課長 殿

国土交通省大臣官房官庁営繕部
計画課 営繕積算企画調整室
営繕積算高度化対策官

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用の
設計変更時における積算上の対応について

「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月20日付け 国官総第12号、国地契第5号、国官技第19号、国営管第49号、国営計第9号ほか。以下「通知文」という。）における「2. 感染拡大防止対策に係る設計変更」時の工事費の積算上の対応は以下のとおりとします。

なお、工事一時中止を行う際（工事体制を縮小する場合、工事現場の維持を行う場合及び工事再開準備を行う場合）に「感染拡大防止対策に係る費用」が必要となる場合も同様の扱いとします。

1. 感染拡大防止対策に係る費用の取り扱いについて

感染拡大防止対策に係る費用には、備品、器材等の購入・リース費（防止対策費用）及び密集回避、感染防止のための工事（防止対策工事）が含まれるものとする（2. 参照）。

当該費用は、通常の工事には含まれず、特別に計上する費用であることから、公共建築工事共通費積算基準の率による算定は行わない。

ただし、「防止対策費用」または「防止対策工事」を実施する際に現場管理費及び一般管理費等が必要となる場合は、受注者から提出される領収書や見積りにより、受発注者間で協議を行い、これらの費用を計上する。また必要な費用は元請分、下請分にかかわらず、計上する。

2. 営繕工事において想定される感染拡大防止対策の種類について

「防止対策費用」

- ・ 現場に従事する者のマスクの購入
- ・ 現場に配備する消毒液の購入
- ・ 現場入場・退場時の現場内施設の消毒作業
- ・ 体温計測器の設置
- ・ 遠隔現場管理に要する機器及び通信費

※ 上記内容に現場管理費及び一般管理費等が必要な場合は、費用に含める。

「防止対策工事」

- ・ 改修工事において、入居者エリアと工事施工エリアを区画するための仮設間仕切りの設置工事
- ・ その他密集回避、感染防止のため必要な工事

※ 上記内容に現場管理費及び一般管理費等が必要な場合は、費用に含める。

3. 営繕工事において想定される感染拡大防止対策費用の計上方法について

計上する感染拡大防止対策に係る費用については、受注者より、実施計画書の提出をうけ、受発注者間において必要性を協議し、計上する。

- ・ 「防止対策費用」は、数量及び費用が確認可能な領収書等により計上する。

この費用に現場管理費及び一般管理費等が必要となる場合は受注者から、見積りの提出をうけ、必要な費用として計上する。

- ・ 「防止対策工事」にかかる費用については、一連の本体工事とは切り離し、対策のための工事費及び必要となる現場従業員の立ち合い費用（現場管理費）及び一般管理費等相当額（元請の本支店が当該対策に関与した場合に必要な費用）について受注者からの見積もりの提出をうけ、必要な費用として計上する。

これらの費用については、通常の工事には含まれず、特別に必要として計上する追加の費用及び工事であることから、本体工事の直接工事費及び共通費の内容との差し引き（増減処理）は行わないこととする。

4. 当該費用の内訳書上の計上箇所について

設計変更時に計上する当該費用は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等には含めず、外書きにより「感染拡大防止対策費」として

計上し、消費税を乗じ工事費とする。

当該費用は、受注者が予期することのできない特別な状態が生じ、新たに追加するものとして、請負比率を乗じないこととする。

5. 留意事項

- (1) 現時点で、感染拡大防止対策として何を実施するかの実績例の蓄積はない[※]ため、その積算上の取扱いに疑義がある場合には、官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室に照会してください。順次、整理の上、地整等間での情報共有を図ることとします。

※通知文中の「設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）」において、「ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については設計変更を行うことを妨げない。」とあります。本事務連絡2. の対策以外でも妥当と認められる対策があれば、個別に適切に対応すべきものと考えます。

- (2) 感染拡大防止対策と通常の工事を実施する内容との切り分けが困難な場合（例：仮設間仕切りの設置を防塵対策でやるつもりだった）には、通常の工事による積算方法によってください。
- (3) 感染拡大防止対策の実施のレベルによっては、通常の工事の場合に比べて価格が大きく異なることが想定されます。領収書、見積りの内容をよく確認し妥当性の判断を行ってください。